

様式例(コンビニエンスストア)
 特定生活関連施設整備項目表(建築物)

施設の所在地	
施設の名称	

項目	小項目	整備基準(概要)	適合欄	備考	
(1) 出入口	地上へ通ずる出入口	イ 幅は、内法80cm以上			
		ロ 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし			
		ハ 車椅子の支障となる段差の解消(傾斜路又は特殊構造昇降機等を併設する場合は除く)			
(2) 敷地内の通路 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 通路	イ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ロ 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		ハ 表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子の前輪が落ち込みにくい蓋とする。			
	2) 道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで車路を設ける場合は除く)	ニ	(1) 幅員は、内法120cm以上		
			(2) 50m以内ごとに車椅子転回スペースの確保		
			(3) 車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし		
			(4) 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置		
	3) 傾斜路	ホ	(1) 幅は、内法120cm以上、段併設の場合90cm以上		
			(2) 勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			(3) 勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
(4) 高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置					
(5) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ					
(6) 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫					
(3) 廊下等及び各室の出入口	1) 廊下	1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		2 段を設ける場合は、「(4) 階段」に同じ			
		3 イ 幅は、内法120cm以上			
		ロ 車椅子転回スペースの確保(末端及び50m以内ごと)			
		ハ 高低差がある場合、傾斜路又は特殊構造昇降機等の設置			
		ニ 地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は水平面を確保			
	2) 傾斜路	4	幅は、内法120cm以上、段を併設の場合は90cm以上		
			勾配1/12以下。高低差16cm以下は1/8以下		
			勾配1/20超は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		
			高低差16cm以下、勾配1/12超、又は高低差16cm超、勾配1/20超は、手すりの設置		
	3) 各室の出入口	5	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		
			出入口の幅は、内法80cm以上		
(4) 階段	階段	イ 手すりの設置			
		ロ 主たる階段の回り段の禁止			
		ハ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ			
		ニ 段は、識別しやすくつまずきにくいもの			
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1	多数の者が利用する階に便所を設ける場合は1以上		
	2) 男子用小便器	2	腰掛式便器、手すりの設置		
			多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は1以上		
			床置き小便器又は壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、手すりの設置		

(6) 車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房				多数の者が利用する便所を設ける場合は1以上					
				イ	車椅子で円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置					
				ロ	出入口の幅は、内法80cm以上					
				ハ	車椅子が円滑に通行可能な戸及び戸の前後に高低差なし					
				ニ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ					
				ホ	車椅子で円滑に利用できる高さ及び蹴込みに配慮した洗面器					
				ヘ	操作が容易な水栓器具					
				ト	車椅子で円滑に利用できる鏡の設置					
(7) 駐車施設 (高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1) 車椅子使用者用駐車施設(機械式駐車場のみの場合は除く)				多数の者が利用する駐車場で、100台以下の場合1台以上、100台を超える場合は100台ごとに1台加算した数					
				イ	「(1) 出入口」に近い位置					
				ロ	幅は、350cm以上					
				ハ	車椅子使用者用である旨の表示					
				ニ	床面は、水平面を確保					
(8) 視覚障害者を誘導する装置	2) 通路				「(2) 敷地内の通路」と同じ					
				1) 出入口から道路(自動車庫内、高齢者又は障害者の歩行が想定されない場合は除く)	1	イ	誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)			
						ロ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高さ16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)			
						ハ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設			
						ニ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)			
							誘導用床材又は音声誘導装置の設置等(常勤者による案内が可能な場合を除く)			
		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)								
	2) 出入口から受付等(自動車庫内、案内所から出入口を視認できる場合は除く)	2		段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)						
			3) 施設内のその他の廊下等の傾斜路	3		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)				
						段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)				
					4) 施設内のその他の階段等の上端及び下端	4		傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(1/20以下、又は高低差16cm以下かつ1/12以下の場合、連続手すりを設けた踊場は除く)		
								段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設(連続手すりを設けた踊場は除く)		

備考1 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。

2 この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。